

## ウィジェット利用規約

この「ウィジェット利用規約」（以下「本規約」といいます）は、「EPARK メディア掲載サービス利用規約」（以下「EPARK 利用規約」といいます）に基づき提供されるサービス（以下「EPARK サービス」といいます）に関して、利用者と当社の間で締結される契約（以下「原契約」といいます）に付随して提供されるサービスの利用条件を定めるものです。利用者は、EPARK 利用規約を順守し、原契約で提供されるサービスの利用を継続するとともに、本規約に定める利用条件に同意して、本サービス利用の申込（ウェブサイトその他電子的手段を含みます）を行うものとします。

### 第1条（定義）

1. 「ウィジェットサービス」とは、ロコミ等 EPARK サービスにおける各種情報、機能、サービスを、利用者のホームページ（以下「HP」といいます）に、アプリケーションとして埋め込み、使用、表示させることが可能なサービス（以下「本サービス」といい、本サービスを実行するアプリケーションを「本ウィジェット」といいます）をいいます。なお、本規約で使用する前記の用語以外の用語の意義は、原契約第1条（定義）で定義された意義のとおりとします。
2. 本サービスには、初期サービスとして、本サービスの利用を開始頂くことに伴う設定、事務作業等、一括で請求（割賦等も含みます）されるサービス、基本サービスとして、継続的に提供され、原則として月額で課金されるサービス、個別サービスとして、個別の条件に応じて都度提供され、課金されるサービスの全て又はそのいずれかがあります。EPARK 利用規約の定めにかかわらず、本章において本サービス全般の対価を「本サービス料金」、初期サービスの対価を「初期費用」、基本サービスの対価を「月間サービス利用料」といいます。

### 第2条（適用範囲）

本規約は、利用者と当社の間で締結する本サービスの利用契約（以下「本契約」といいます）に適用するものとし、また、EPARK 利用規約第2条（本サービスの利用）、第3条（本サービスの内容）及び第4条（利用料金）を除いた全ての EPARK 利用規約につき、本規約における本サービスを EPARK 利用規約における「本サービス」として、本契約に準用するものとします。

### 第3条（本サービス利用上の条件）

1. 本サービスの提供は、原契約に基づき EPARK サービスを利用することもしくは利用を継続していることを条件とします
2. 前項の規定にかかわらず、EPARK サービスが停止されたとき、もしくは事由にかかわら

ず本契約が終了したときは、利用者は、本サービスを使用できなくなることに同意するものとします。

#### 第4条（本契約の成立）

本契約は、利用者による本サービスの申込に対し、当社が本サービスの利用開始連絡を行った日（以下「利用開始日」といいます）に成立するものとします。

#### 第5条（本サービス料金・支払方法）

本サービス料金は、申込書の記載のとおりとし、利用者は、利用開始日の翌月1日（以下、本章において「サービス開始日」といいます）を月間サービス利用料の課金開始日とし、EPARK 利用規約に定める支払方法に準じて、月間サービス利用料を当社に支払うものとします。なお、利用者による本サービスの使用、不使用にかかわらず、サービス開始日から月間サービス利用料が発生するものとします。

#### 第6条（資料等の取扱い）

利用者は、本サービスにおいて利用者に提供される本サービスに係る資料、規約及び情報等（以下「資料等」といいます）が当社の秘密情報であることを確認し、資料等を秘密情報としてこれを秘密に保持し、本契約期間中はもとより、本契約終了後においても、資料等の全部又は一部を第三者に開示、複製その他の提供をしてはならないものとします。万一利用者が資料等を第三者に開示、複製その他の提供をした場合、当社は、利用者に対して、当該行為の差止め、損害賠償、その他必要な措置を求めることができるものとします。

#### 第7条（本契約の契約期間）

1. 本契約の契約期間は、利用開始日から始まり、サービス開始日から、申込書に記載された期間の満了日までとします。ただし、利用者から当社に対し、解約申告期間に当社の PeakManager サポートまで本契約を解約する旨の連絡がない場合には、本契約は12カ月の期間をもって自動的に更新されます。なお、解約申告期間は契約期間が満了する月の前月の1日から末日までとします。

<解約申告期間早見表>

契約満了月	1月	2月	3月	4月
解約申告期間	前年 12/1 ~ 12/31	1/1~1/31	2/1~2月末日	3/1~3/31
契約満了月	5月	6月	7月	8月
解約申告期間	4/1~4/30	5/1~5/31	6/1~6/30	7/1~7/31
契約満了月	9月	10月	11月	12月
解約申告期間	8/1~8/31	9/1~9/30	10/1~10/31	11/1~11/30

<PeakManager サポート>

電話番号：0120-206-460

電話受付時間：平日 10：00～18：00

休業日：土曜・日曜・祝日・年末年始

2. 前項の規定にかかわらず、前記契約期間中に原契約が終了した場合には、原契約の終了の事由にかかわらず、原契約の終了の日をもって、本契約も終了するものとします。
3. 前項の規定にかかわらず、本契約の初回の契約期間に限り、本契約の期間中に原契約の終了事由が生じた場合であっても、原契約及び本契約は、原契約が更新されたものとして扱われるものとし、本契約の期間も更新された原契約の終了日まで延長されるものとします。

#### **第8条（本サービス終了後の措置）**

原因の如何にかかわらず本契約が終了した場合、利用者は、本ウィジェットが使用不可となり、本ウィジェットによる情報も表示不可となることを了承し、その手続きに、協力するものとします。

制定日：2017年11月1日

改定日：令和2年5月11日

改定日：令和3年5月28日

改定日：令和6年12月1日